

公正な研究活動の推進並びに研究費の適正な運営及び管理に関する規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本産業保健法学会（以下「学会」という。）において、国・政府系機関、及び地方自治体等が募集する補助金交付又は研究委託の対象事業（以下、「公的研究事業」という。）における公正な研究活動の推進、並びに同事業において交付若しくは委託により受領した研究費の適正な使用（以下、両者を総合して「研究の適切な遂行」という。）を行う際の基本的な留意事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、以下の各号に定めるところによる。

- 一 研究者 学会の正会員であって、代表理事の承認を受けて学会を所属機関として公的研究事業の研究代表者若しくは分担者となる者、又は学会が法人として行う公的研究事業の研究代表者若しくは分担者となる者
- 二 経理担当者 公的研究費の経理実務に携わる者
- 三 研究費 第一項の研究者として交付を受けた公的研究費をいう。
- 四 不正使用 故意又は重大な過失による研究費の他の用途への使用、証拠書類の偽造・改竄又は隠滅その他の関係法令、配分機関の定め、又は学会の規程に違反した使用又は不使用
- 五 コンプライアンス教育 研究の公正さの確保及び研究費の適正使用がなされるよう、法令遵守、説明責任、その他の規制に関して実施される教育
- 六 研究の不正行為等 研究活動において行われる捏造、改竄、盗用その他公正に反する行為

(最高管理責任者)

第3条 学会における研究の適切な遂行について最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、代表理事をもって充てる。

第2章 公正な研究活動の推進

(研究倫理推進の体制)

第4条 最高管理責任者は、理事のうち1名を指名し、学会における研究倫理推進責任者とする。

(研究者の責務)

第5条 研究者は、不正行為等が研究活動及びその成果発表の本質に反するものであるということを深く認識し、真理を探究するという使命を忘れることなく、研究活動において守るべき作法を遵守するとともに、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講するなどし、研究倫理に係る意識の向上に努めなければならない。

(研究の不正行為への対応)

第6条 不正行為等に関する告発等があった場合には、公正かつ厳正に対処するものとする。

- 2 不正行為等が発生した場合（不正行為等の疑いが確認された場合を含む。）、研究倫理推進責任者は、当該不正行為等に関し是正、再発防止その他の必要な措置を講じなければならない。

第7条 この規程に定めるもののほか、公正な研究活動の推進に関し必要な事項は、理事会の承認を得て決定する。

第3章 研究費の適正な運営及び管理

(研究費の運営及び管理の体制)

第8条 最高管理責任者は不正防止対策の基本方針を定め周知するとともに、統括管理責任者が責任をもって研究費の運営及び管理が行えるよう必要な措置を講じなければならない。

- 2 最高管理責任者を補佐し、研究費の運営及び管理について実質的な責任及び権限を持つ者として統括管理責任者を置き、事務局担当理事をもって充てる。
- 3 統括管理責任者は、基本方針に基づき不正防止計画を策定し、計画に基づく取組を実施しなければならない。
- 4 統括管理責任者の指示の下で研究費の運営及び管理に当たるコンプライアンス責任者については、学会の組織・規模を鑑み、統括管理責任者がその役割を兼ねるものとする。

(研究者等の責務)

第9条 研究者及び経理担当者（以下、「研究者等」という。）は、研究活動が社会から付託された公共的かつ公益的な知的生産活動であり、研究費が直接的又は間接的に広く国民の負担によって措置されていることを認識し、関係法令等を遵守して、研究費を適正に使用しなければならない。

- 2 研究者等は、適切に事務処理を行わなければならない。
- 3 研究者等は、本規程及び代表理事の指示に従わなければならない。
- 4 研究者等は、学会又は主たる勤務先である研究機関において適切なコンプライアンス教育を受講し、次の事項を含む誓約書を代表理事に提出しなければならない。
 - 一 関係法令及び学会の規程等を遵守すること
 - 二 不正使用を行わないこと
 - 三 関係法令及び学会の規程等に違反して不正使用を行った場合は、学会及び配分機関による処分及び法的な責任を負うこと
- 5 研究者等は、不正使用に関する通報への対応その他研究費の適正な運営及び管理に関して協力要請があった場合には、これに協力しなければならない。

(事務処理及び決裁手続)

第10条 学会は、研究費の管理及び執行に必要な事務手続に関するルールを定め、全ての研究者等に周知して、明確かつ統一的な運用を行うものとする。

(行動規範)

第11条 学会は、不正使用を防止する観点から、研究者等の行動規範を策定する。

(コンプライアンス教育)

第12条 統括管理責任者は、不正使用を防止する観点から、コンプライアンス教育の機会の確保その他の適当な方法により、研究者等の規範意識の向上を図るものとする。

(不正使用に関する措置)

第13条 最高管理責任者は、不正使用があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じたと報告を受けた場合には、別にガイドラインで定める手続等に従い、適正な措置をとるものとする。

(執行状況の確認等)

第14条 統括管理責任者は随時研究費の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合には、研究者等に対し、当該理由を確認の上、必要に応じて改善を指導するものとする。

(業者への対応)

第15条 統括管理責任者は、業者等に対し、関係法令等の遵守及び不正使用に関与しないこと等の内容を
含む誓約書の提出を求めることその他の研究費の適正な運営及び管理に関し必要な措置を講ずるも
のとする。

2 不正使用に業者等が関与していた場合には、別に定める基準により、厳正な措置を行うものとする。

(不正使用についての相談・通報窓口)

第16条 学会は、不正使用に係る通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を設置する。

2 通報窓口は、公益通報者保護法（平成16年6月18日法律第122号）に準ずる形で運営する。

(不正使用に関する情報伝達体制)

第17条 統括管理責任者は、不正使用の事実があった場合又は不正使用の疑いがある事案が生じた場合
においては、遅滞なく、その内容を最高管理責任者に報告しなければならない。

(監査とモニタリング)

第18条 最高管理責任者は、理事のうち1名を指名し、学会における研究費の適正な運営及び管理の観
点から、監査及びモニタリングを実施させるものとする。

(監事の役割)

第19条 監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について確認し、意見を述べるものとする。

2 監事は不正防止計画の内容及び実施状況について意見を述べるものとする。

第20条 この規程に定めるもののほか、不正使用の防止等に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第21条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則 本規程は、2021年12月26日より施行する。

